

議案第 1 号

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	八雲町地域公共交通活性化協議会
住 所	北海道二海郡八雲町住初町 138 番地
代 表 者 氏 名	会長 岩村 克詔

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 6 年 6 月 日

(名称) 八雲町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

八雲町の人口は、令和 2 年度国勢調査で、15,826 人であったが、このうち 65 歳以上の人口比率は、急激に上昇しており、人口減少や高齢化の進行は今後も加速し続けていくことが想定される。

町内全域での高齢化や公共交通機関に頼らざるを得ない町民の増加により、公共交通の維持・確保の必要性が近年増しているなかで、熊石・八雲間は、高校、JR 八雲駅、病院、公共施設、商業施設などの主要施設や、近隣町を結ぶ重要な位置づけにある。

令和 2 年 10 月より、江差・八雲間の北海道の補助金が打ち切られることとなり、沿線自治体負担での路線維持が厳しいことから、熊石・八雲間の路線を確保する必要がある。また、高齢者や免許を取得できない高校生等、交通弱者の移動手段の確保が課題となっているため、路線のデマンド化へ取り組み、効率的かつ持続的な公共交通を地域に密着させ、公共交通における利用者の確保を図ることを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

1 日平均乗車人数 15 人／日

※参考 熊石八雲間予約バス 令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月実績 10.7 人／日
函館バス江差八雲線 令和 2 年度実績 18 人／日

全国的な少子高齢化による人口減少は当町にとっても同様な状況であり、現状の改善となっていない目標となっているが、広報や町、病院のホームページへの掲載をするとともに、路線上には温泉施設もあることから、観光客に対しても周知・PR 活動を町内イベントに抱き合わせ行うことで、利用者の確保を行い、現状維持を目標とする。

(2) 事業の効果

- ・ 檜山海岸線、檜山海岸線デマンドバス（熊石・大成間）と接続でき、利用促進が図られる。
- ・ 徒歩での移動が困難な交通弱者の移動手段を確保できる。
- ・ 熊石・八雲間における移動手段が充実する。
- ・ 病院や商業施設（八雲市街地）へアクセスしやすくなり、日常生活に必要な社会基盤が維持される。
- ・ 高齢者の交通事故発生の減少が図られる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・八雲高等学校へ通学する生徒への通学補助制度の運用（八雲町）
- ・広報での周知（八雲町）
- ・町や病院のホームページへ掲載（八雲町）
- ・LINE での周知（八雲町）
- ・その他公共交通機関との乗継、利用例などの紹介（八雲町）
- ・町内イベントに出席し、取組のPRを実施（八雲町）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

添付資料「表1」のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る熊石・八雲予約バスについて、その運行に係る費用総額19,570,530円（令和5年度八雲町会計年度）のうち、八雲町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数について数値指標によるモニタリング・評価を実施
- ・利用者ヒアリング
- ・事業者ヒアリング（車内で聞こえる利用者の声などというものか確認）

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

添付資料「表5」のとおり。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

熊石・八雲間の運行は、令和３年に運行を開始した路線であり、当該路線を運行するための車両を手当てすることができなかったため、新たに１４人乗りの車両を令和３年に１台導入した。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(１) 事業の目標

１日平均乗車人数 １５人／日

※参考 熊石八雲間予約バス 令和４年１０月～令和５年９月実績 １０．７人／日
 函館バス江差八雲線 令和２年度実績 １８人／日

全国的な少子高齢化による人口減少は当町にとっても同様な状況であり、現状の改善となっていない目標となっているが、広報や町、病院のホームページへの掲載をするとともに、路線上には温泉施設もあることから、観光客に対しても周知・PR活動を町内イベントに抱き合わせ行うことで、利用者の確保を行い、現状維持を目標とする。

(２) 事業の効果

熊石・八雲間の路線を確保することにより、熊石地域の高齢者や八雲高等学校へ通う生徒の移動手段が確保される。また、これまでの公共交通機関では対応できなかった熊石地域エリアの Door to door での運行が可能となり、利便性の向上と利用者増が見込める。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

添付資料「表６」のとおり。

なお、地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る熊石・八雲予約バスの車両の取得について、購入費用総額４，５００，５２３円のうち、八雲町から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

① 車両の代替による費用削減等の内容

※該当なし

② 代替車両を活用した利用促進策

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 31 年 3 月 28 日 八雲町地域公共交通会議 地域公共交通網形成計画策定事業協議
- ・令和 元年 7 月 10 日 八雲町地域公共交通会議 地域公共交通網形成計画策定協議、
町民アンケート調査方法について
- ・令和 元年 10 月 24 日 八雲町地域公共交通会議 地域公共交通網形成計画、町民アンケート調査結果確認
- ・令和 2 年 1 月 14 日 八雲町地域公共交通会議 地域公共交通網形成計画策定協議（素案）
- ・令和 2 年 3 月 16 日 八雲町地域公共交通会議 地域公共交通網形成計画協議（最終）及び承認（書面開催）
- ・令和 2 年 6 月 19 日 八雲町地域公共交通会議（書面開催） 檜山線海岸線デマンドバス実証運行について
- ・令和 2 年 9 月 4 日 八雲町地域公共交通会議 檜山海岸線予約バス運行調査結果
- ・令和 2 年 12 月 25 日 八雲町地域公共交通会議（書面開催） 地域交通空白エリア対策事業の承認（熊石―八雲間予約バス実証実験）
- ・令和 3 年 6 月 28 日 八雲町地域公共交通会議 熊石―八雲間予約バス本格運行協議
- ・令和 4 年 6 月 24 日 八雲町地域公共交通会議（書面開催） 熊石―八雲間予約バス運行に係る令和 5 年補助年度八雲町地域内フィーダー系統確保維持計画について協議・承認
- ・令和 4 年 10 月 7 日 八雲町地域公共交通会議（意見照会） 八雲町公共交通実証実験に係る意見照会
- ・令和 4 年 11 月 22 日 八雲町地域公共交通会議 八雲町公共交通実証実験について協議
- ・令和 5 年 1 月 17 日 八雲町地域公共交通会議（書面開催） 地域公共交通確保維持改善事業に関する評価について
- ・令和 5 年 4 月 26 日 八雲町地域公共交通活性化協議会（仮称） 協議会設立要綱等
- ・令和 5 年 6 月 26 日 八雲町地域公共交通活性化協議会
令和 6 年補助年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議・承認
- ・令和 6 年 1 月 10 日 八雲町地域公共交通活性化協議会 地域公共交通確保維持改善事業に関する評価について
八雲町地域公共交通網形成計画の変更業務について
- ・令和 6 年 4 月 4 日 八雲町地域公共交通活性化協議会（書面開催）
令和 5 年度事業実績報告、令和 5 年度収支決算報告及び監査報告
八雲町地域公共交通網形成計画の一部変更について
令和 6 年度八雲町市域活性化協議会予算（案）について承認

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・令和元年度に町民の公共交通利用実態等を把握するため、各地区の満 16 歳以上の町民比率に基づき、住民基本台帳から無作為に抽出した 4,215 人を対象として、町民アンケートを実施した。
- ・また上記調査だけでは把握しにくい、地区別の固有の状況やニーズを把握するため地区別意見交換会を行った。
- ・上記の調査や公共交通事業者聞き取りに基づき、現況の課題等を整理し、八雲町地域公共交通網形成計画を策定。
- ・令和 3 年 2 月に熊石・八雲間予約バス導入に向けての実証実験運行を行った際、利用者向けのアンケート調査を実施した。
- ・令和 5 年 2 月に行った公共交通実証実験において、住民の意見を調査するためアンケートを実施した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道二世郡八雲町住初町 138 番地

(所 属) 政策推進課新幹線・公共交通係

(氏 名) 岡島 孝明

(電 話) 0 1 3 7 - 6 2 - 2 3 0 0

(e-mail) seisaku@town.yakumo.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地 営業区域	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
八雲町	有限会社 八雲ハイヤー	(1) 熊石・八雲線	八雲町熊石	八雲町鉛川	八雲総合病院	往 km 復 km	362 日	1,270.0 回			区域運行	②(1)	地域幹線系統「檜山海岸線」と熊石バス停で接続	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	八雲町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	9,027
交通不便地域	15,826

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
15,826	全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
八雲町地域公共交通網形成計画	2020/3/24	令和2年度

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

運行回数・サービス提供時間算定表①

[illegible][illegible][illegible]

運行回数・サービス提供時間算定表①

運行系統		熊石・八雲線		計画運行日数 B		362.0	実績運行日数 F			運休回数 (い)ー(ろ)=(は)		1,270.0	*1 運行回数は、1 運行を1回としてカウントする。 (往、復、循環各1回)				
				計画運行回数 (い) E		1,270.0	実績運行回数 (ろ) J			やむを得ない運休回数 (に) I			*2 天災欄は、運休のうちやむを得ない理由のもの				
				サービス提供時間(り) 0			運行割合 (ろ+に) / (い) = (ほ)										
年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	計 画				実 績										備 考 (調整、増便、運休、補助 対象外となった理由等)
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数		運行日数 F	運行回数*1			C+G+H= J	サービス提供時間					
					調整% D	C×D=E		増便 G	運休 (ー) H	天災*2 I		実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= 0	
7年 1月	月～日	往	3														
		復	2	28	140.0	70.0%	98.0										
		往															
		復															
		往															
小 計		往															
		復															
		往															
		復															
		往															
小 計				28	140.0		98.0										

年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	計 画				実 績										備 考 (調整、増便、運休、補助 対象外となった理由等)
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数		運行日数 F	運行回数*1			C+G+H= J	サービス提供時間					
					調整% D	C×D=E		増便 G	運休 (ー) H	天災*2 I		実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= 0	
7年 2月	月～日	往	3														
		復	2	28	140.0	70.0%	98.0										
		往															
		復															
		往															
小 計		往															
		復															
		往															
		復															
		往															
小 計				28	140.0		98.0										

年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	計 画				実 績										備 考 (調整、増便、運休、補助 対象外となった理由等)
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数		運行日数 F	運行回数*1			C+G+H= J	サービス提供時間					
					調整% D	C×D=E		増便 G	運休 (ー) H	天災*2 I		実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	K+L+M+N= 0	
7年 3月	月～日	往	3														
		復	2	31	155.0	70.0%	109.0										
		往															
		復															
		往															
小 計		往															
		復															
		往															
		復															
		往															
小 計				31	155.0		109.0										

運行回数・サービス提供時間算定表①

運行系統		熊石・八雲線		計画運行日数 B		362.0	実績運行日数 F			運休回数 (い)ー(ろ)＝(は)		1,270.0	*1 運行回数は、1 運行を1回としてカウントする。 (往、復、循環各1回) *2 天災欄は、運休のうちやむを得ない理由のもの				
				計画運行回数 (い) E		1,270.0	実績運行回数 (ろ) J			やむを得ない運休回数 (に) I							
							サービス提供時間(り) 0			運行割合 (ろ+に) / (い) ＝ (ほ)							
年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	計 画				実 績								備 考 (調整、増便、運休、補助 対象外となった理由等)		
			運行日数 B	運行回数 A×B＝C	調整後の運行回数 調整% D C×D＝E		運行日数 F	運行回数*1 増便 G 運休 (ー) H 天災*2 I			C+G+H＝ J	サービス提供時間 実運行時間 K 待機時間 L 回送時間 M 予約時間 N K+L+M+N＝ O					
7年 4月	月～日	往	3														
		復	2	30	150.0	70.0%	105.0						時間				
		往											時間				
		復											分				
		往											計				
		復															
小 計				30	150.0		105.0										

年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	計 画				実 績								備 考 (調整、増便、運休、補助 対象外となった理由等)		
			運行日数 B	運行回数 A×B＝C	調整後の運行回数 調整% D C×D＝E		運行日数 F	運行回数*1 増便 G 運休 (ー) H 天災*2 I			C+G+H＝ J	サービス提供時間 実運行時間 K 待機時間 L 回送時間 M 予約時間 N K+L+M+N＝ O					
7年 5月	月～日	往	3														
		復	2	31	155.0	70.0%	109.0						時間				
		往											時間				
		復											分				
		往											計				
		復															
小 計				31	155.0		109.0										

年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	計 画				実 績								備 考 (調整、増便、運休、補助 対象外となった理由等)		
			運行日数 B	運行回数 A×B＝C	調整後の運行回数 調整% D C×D＝E		運行日数 F	運行回数*1 増便 G 運休 (ー) H 天災*2 I			C+G+H＝ J	サービス提供時間 実運行時間 K 待機時間 L 回送時間 M 予約時間 N K+L+M+N＝ O					
7年 6月	月～日	往	3														
		復	2	30	150.0	70.0%	105.0						時間				
		往											時間				
		復											分				
		往											計				
		復															
小 計				30	150.0		105.0										

運行回数・サービス提供時間算定表①

[illegible][illegible][illegible]

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
八雲町	有限会社 八雲ハイヤー	1	(1) 熊石・八雲線	小型車両			14	R3.9			一括
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

熊石・八雲間予約バス路線図・区域図

【運賃】

	大人	小学生	小学生未満
熊石エリア内	200円	100円	無料
熊石エリア～峠エリア	500円	250円	
熊石エリア～八雲エリア	1,000円	500円	
峠エリア～八雲エリア	500円	250円	

※定期券の1ヶ月分は、片道運賃×2×15日に相当する額。
 ※障がい者手帳（身体・知的・精神）を持ちの方は1割引。

熊石エリア

峠エリア

八雲エリア

おぼこ荘入口

見市温泉

熊石

門昌庵

国民宿舎前

鮎川

区域運行のエリア

熊石総合支所

区域運行エリア拡大図

八雲高校

シルバープラザ

八雲町役場

八雲郵便局

J R 八雲駅

八雲総合病院

八雲市街地拡大図

←熊石地域

熊石・八雲間予約バスダイヤ(案)

令和6年10月1日～

熊石 ⇒ 八雲				
		第1便	第3便	第5便
函館バス	江差ターミナル	5:25	12:00	17:35
	泊川	6:38	13:13	18:51
	熊石バス停	6:50	13:25	19:03
東ハイヤー	太田	6:04	13:00	18:14
	関内	6:43	13:44	18:53
	国保病院	6:49	13:50	18:59
	熊石バス停	6:50	13:51	19:00
八雲ハイヤー	熊石バス停	7:14	14:02	19:05
	門昌庵	7:15	14:03	19:06
	鮎川	7:19	14:07	19:10
	見市温泉入口	7:25	14:13	19:16
	おぼこ荘入口	7:38	14:26	19:29
	シルバープラザ	7:58	14:46	19:49
	八雲高校	7:59	14:47	19:50
	JR八雲駅	8:03	14:51	19:54
	八雲総合病院	8:08	14:56	19:59
	帰庫	8:14	15:02	20:05
	JR八雲駅	8:45	16:08	
	JR札幌駅	11:29	18:47	
特急	JR八雲駅	8:28	14:58	21:25
	JR函館駅	9:33	16:08	22:31

八雲 ⇒ 熊石				
			第2便	第4便
特急	JR函館駅		10:45	16:40
	JR八雲駅		11:53	17:47
	JR札幌駅		9:44	14:45
	JR八雲駅		12:25	17:24
八雲ハイヤー	出庫	6:00 ※目安	12:58	17:58
	八雲総合病院		13:04	18:04
	JR八雲駅		13:09	18:09
	八雲高校		13:13	18:13
	シルバープラザ		13:14	18:14
	おぼこ荘入口	回送	13:34	18:34
	見市温泉入口		13:47	18:47
	鮎川		13:53	18:53
	門昌庵		13:57	18:57
	熊石バス停	6:45	13:58	18:58
東ハイヤー	熊石バス停		14:00	19:00
	国保病院		14:01	19:01
	関内		14:07	19:07
	太田		14:46	19:46
函館バス	熊石バス停		14:15	19:13
	泊川		14:27	19:25
	江差ターミナル		15:47	20:42

出庫～帰庫	2:14(6:00-8:14)	2:04(12:58-15:02)	2:07(17:58-20:05)
-------	-----------------	-------------------	-------------------